

■2019年4月から、事業者の創意工夫による海事観光振興に資するため、インバウンドをはじめとする旅客需要が見込まれる観光航路において、旅客船事業の制度運用を弾力化する「インバウンド船旅振興制度」を創設します。

現状

1. 観光航路は、①により生活航路とともに運航されるほか、②、③により運航されている現状。

① 一般旅客定期航路事業（許可）

旅客船を使用し、特定の航路を一定のダイヤ通り運航する形態（フェリー、離島航路等）

② 旅客不定期航路事業（許可）

旅客船を使用し、遊覧や貸切により運航する形態（遊覧船等）

③ 人の運送をする不定期航路事業（事前届出）

旅客船等を使用し、航路を定めずに運航する形態（イベント船、海上タクシー等）

2. 「船旅活性化モデル地区」制度

（2016年～2018年の3年間の試験的運用）

自治体やイベントと連携した「人の運送をする不定期航路事業」において、同一航路の運航回数を弾力化するほか、観光航路を運航する「一般旅客定期航路事業」において、運航確保義務の柔軟化を試験的に実施。

インバウンド船旅振興制度

インバウンド旅客の個人旅行(FIT)化の進展を踏まえ、同需要を効果的に取り込むことのできる環境を整備するため、観光航路の運航に係る制度運用を、以下のとおり弾力化。

(1)「人の運送をする不定期航路事業」における同一航路の運航に関し、一定の条件を満たす観光航路を、年間30日間まで運航できるようになります。

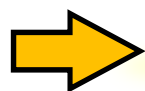
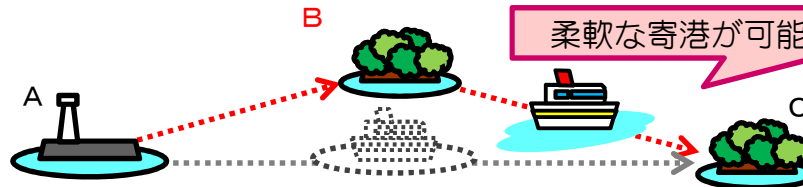
⇒生活航路に比して需要変動に幅がある観光航路に関し、需要調査や需要に対応した航路運航が可能になります。

新規航路開設等の新サービス創出がより柔軟に可能に



(2)「一般旅客定期航路事業」の運航に関し、一定の条件を満たす観光航路部分において、需要の多寡に応じた柔軟な航路変更ができるようになります。

柔軟な寄港が可能に



旅客船を活用した観光ルートが多様化、海事観光のバリエーションの豊富化、観光を通じた地域活性化の実現へ